

特別定額給付金 申請手続きについて

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、特別定額給付金（1人10万円）が支給されます。申請手続きについては、次のとおり予定しています。

◆ 申請方法

感染拡大防止のため、原則、**郵送** 又は **オンライン**になります。

◆ 申請書類の発送時期

5月8日(金)に発送いたします。

◆ 給付金の支給時期

5月15日（金）までに申請された方は、5月下旬に支給予定です。
その後は、申請から約2週間後に支給を予定しています。

※その他詳細は、後日郵送される申請書類等をご覧ください。

< 臨時受付窓口の設置 >

人との接触をできる限り避けるため、申請は原則、郵送又はオンラインとなりますが、ご自分で申請書の記入ができない方などのため、次のとおり臨時窓口を設置いたします。

場 所	日にち	時 間
中央公民館	5月12日(火)	9時00分～12時00分 13時00分～16時00分
吉野公民館・厚内公民館	5月13日(水)	9時00分～11時30分
農業団地センター	5月14日(木)	9時00分～11時30分

※マスク着用・手指の消毒など感染拡大防止対策にご協力願います。

お問い合わせ先：浦幌町役場総務課 電話576-2111

